



## 福島市 と 福島信用金庫との地域密着総合連携協定書

福島市（以下「甲」という。）と福島信用金庫（以下「乙」という。）は、一層の地域の活性化及び住民サービスの向上に向けて、相互の連携を強化することについて、次の通り地域密着総合連携協定（以下、「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互かつ緊密に連携することにより、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、地域の活性化及び住民サービスの向上に資することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、連携して次の各号に掲げる事項について取り組むものとする。

- （1）人口減少対策・地域経済活性化に関すること。
- （2）地域産品の販売及び観光の振興に関すること。
- （3）災害対策に関すること。
- （4）地域及び暮らしの安全・安心に関すること。
- （5）その他地域社会の活性化及び市民サービスの向上に関すること。

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上、決定する。

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1ヶ月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

（疑義等の決定）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を所持する。

平成28年3月28日

甲 福島市五老内町3番1号

福島市長

乙 福島市万世町1番5号

福島信用金庫

理事長